

入浴施設を発生源としたレジオネラ感染事例が報告され、 死亡者も出ています！！

レジオネラ症とは？

レジオネラ属菌の感染によって起こる感染症で、病状の進行が早く、死亡することもある「レジオネラ肺炎」と、数日で自然に治る場合が多い「ポンティアック熱」に分けられます。「レジオネラ肺炎」は、乳幼児や高齢者、病人など抵抗力が低下している人や、健康な人でも疲労などで体力が落ちている人などが発症しやすいといわれています。

レジオネラ症防止のためには？

- ① 菌を増やさない！
- ② 生物膜(ヌメリ)をつけない！
- ③ エアロゾル(ミスト状の水滴)を吸い込ませない！



具体的な管理方法は？

1 貯湯槽、貯水槽

- (1) 貯湯槽内の湯温を常に**60℃以上**に保つ(60℃未満の場合、槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する)
- (2) 槽内に生物膜が生じないように定期的に清掃する (定期的な清掃及び消毒は、1年に1回以上)

2 ろ過器、循環経路

- (1) ろ過器は十分逆洗浄できるろ材で、1時間当たりのろ過能力は浴槽の容量以上とする
- (2) ろ過器は**1週間に1回以上逆洗浄**し、汚れを十分に排出する
- (3) ろ過器と循環配管に生ずる生物膜を適切な消毒方法で除去する
(水位計、連通管等の配管についても同様に管理することが望ましい)

3 集毛器

- (1) 浴槽水をろ過器に送るための**配管の途中**に設ける
- (2) 毎日清掃及び消毒を行う

4 消毒設備

- (1) 塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が**ろ過器に流入する直前**とする
- (2) 維持管理を適切に行う (消毒剤が注入されているか毎日確認)

5 回収槽、調整箱

- (1) 回収槽内の湯水を浴用に再利用しない(ただし、回収槽について、清掃が容易な構造かつ消毒設備があり、清掃及び消毒を1週間に1回以上実施し、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒している場合は、浴用に利用することができる)
- (2) 調整箱は定期的に清掃を行う

6 気泡発生装置等

- (1) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の空気中に微小な水粒を発生させる装置は、空気取込口から土ぼこりが入らない構造とする
- (2) 上記装置のついた浴槽水は**毎日全換水**する
- (3) 上記装置の内部に生物膜が形成されないよう適切に管理すること

7 シャワー

- (1) シャワーの湯及び水は**原水**とする
- (2) 週に1回程度、内部の水が置き換わるように通水すること
- (3) シャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検し、その内部を1年に1回以上洗浄し、消毒すること

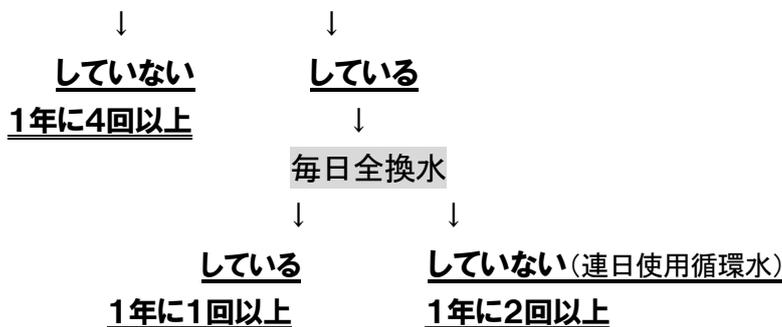
8 浴槽水

- (1) 屋内の浴槽水と屋外の浴槽水は混じらない
- (2) 浴槽の浴槽水は常に**あふれ出る状態**にする
- (3) **浴槽水は完全に入れ換える**
 - (ア) 気泡発生装置、ジェット噴射装置等を使用している浴槽の場合、**毎日**
 - (イ) ろ過器による循環水で、上記装置を利用していない浴槽の場合、**1週間に1回以上**
- (4) 遊離残留塩素濃度は0.4 mg/L程度を保ち、かつ、最大1 mg/Lを超えないようにする
- (5) 遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、測定結果を3年間保存する
- (6) 原水及び浴槽水は、水質基準を遵守する

項目	検査方法	基準	
		原水	浴槽水
色度 ※	比色法、透過光測定法	5度以下	—
濁度 ※	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法、透過散乱法	2度以下	5度以下
pH ※	ガラス電極法	5.8以上 8.6以下	—
有機物※ (全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法	3 mg/L 以下	8 mg/L 以下
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されない	—
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第6条及び別表1に規定する方法	—	1個/mL 以下
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法、冷却遠心濃縮法	検出されない (10 CFU/100 mL 未満)	

注) ※印の項目は、湯水の性質により基準に適合させることができない場合で、かつ衛生上危害を加えるおそれがないときは、基準によらないことができる。

- (7) 系統毎に決められた頻度で水質検査を実施する
 - (ア) **原水** 水道水以外(温泉水、井戸水等を使用)の水質検査
 - 6項目**(色度、濁度、pH、全有機炭素(TOC)の量、大腸菌、レジオネラ属菌)
 - 1年に1回以上**
 - (イ) **浴槽水**の水質検査
 - 4項目**(濁度、全有機炭素(TOC)の量、大腸菌群、レジオネラ属菌)
 - 塩素系薬剤による消毒



- (8) 水質検査結果は3年間保管する
- (9) 水質検査結果が水質基準に適合していない場合は、**直ちに保健所長に報告**する

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係
〒760-0074 高松市桜町1-10-27
(TEL)087-839-2865 / (FAX)087-839-2879